

第21回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和8年2月27日（金）
午前9時24分から午前11時17分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・山元委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第7号 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の変更に係る意見について
- 6 農業委員会事務局 高妻局長・田中次長・野上・藏富・南崎

7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:24	議長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第21回日南市農業委員会総会を開会いたします。本日は、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元委員より欠席届が提出されております。 ただ今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に6番の根井明美委員、7番の山口光彦委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会

事務局	<p>日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。</p>
議長	<p>お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第7号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>提案理由説明の前に、議案の修正がございます。総会資料7ページ、議案第4号、農用地利用集積等促進計画中間管理権設定、受付番号7番につきまして、申請が取り下げられたため、削除をお願いします。これに伴い、集計となる総会資料5ページの差し替えをお手元に配布しております。</p> <p>それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。</p> <p>まず、総会資料1ページ、2ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました13件について、当農業委員会として許可すべきか否かをご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が12件で、受付番号1番から3番、5番、6番、9番から13番は、経営規模拡大のため、受付番号4番は、代替地の取得のため、受付番号8番は、新規農業経営のためとなっております。使用貸借権が1件で、受付番号7番は、新規農業経営のためとなっております。</p> <p>次に総会資料3ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました2件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、受付番号1番は、植林のため、受付番号2番は、一般個人住宅用地のためとなっております。</p> <p>次に、総会資料4ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました8件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が7件で、受付番号1番、4番、5番、7番は、植林のため、受付番号2番は、一般個人住宅用地のため、受付番号3番は、店舗等施設用地のため、受付番号6番は、駐車場・通路用地のため、賃借権設定が1件で、受付番号8番は、資材置場用地のためとなっております。</p>

	事務局	<p>次に総会資料5ページから11ページです。議案第4号、農用地利用集積等促進計画につきまして、利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の意見を聴く必要がありますので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、中間管理権設定が25件、所有権移転が1件となっております。</p> <p>次に、総会資料12ページです。議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました5件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、ご審議いただきますよう提案いたします。受付番号1番、3番から5番は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として、使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。受付番号2番は、農地法施行以前から農地以外の土地であるため、非農地として証明するものであります。</p> <p>次に総会資料13ページです。議案第6号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、日南市長から、当農業委員会の意見を求められていますので、4件についてご審議していただきますよう提案いたします。内容については、農用地区域からの除外が4件となっております。詳細については、ご審議の前に農政課の担当者が説明いたします。</p> <p>次に、総会資料14ページ・15ページです。議案第7号、地域計画の変更に係る意見について、日南市長から、当農業委員会の意見を求められていますので、ご審議していただきますよう提案いたします。詳細については、ご審議の前に農政課の担当者が説明いたします。</p> <p>提案理由の説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
	議長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。 東郷・鶴戸地区と南郷地区が、会議室5、吾田・油津地区と飢肥・酒谷地区が、別館1階会議室2、細田・大窪地区、北郷地区は、別館1階会議室3になります。以上の会場でお願いいたします。
	議長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は、午前10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。

		地区別審査（各会場にて）
10:13	議長	<p>それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の許可申請について、13件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告をお願いします。</p>
	稲山	<p>17番、稲山です。受付番号1番について説明します。2月21日現地調査を行いました。申請地は、日南振徳高校より北へ約1km入った荒平地区です。以前に譲渡人が就農した際に祖父よりみかん山を譲ってもらい経営をしていたが、今回、離農するにあたり祖母へ譲渡することになったとのこと。申請地は、すでにみかんの木が伐採され平地になっていました。譲受人には連絡が取れず、譲渡人によると譲受人と十分に話し合いをしたとのこと、何も問題ないということでした。</p>
	議長	<p>続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告をお願いします。</p>
	三賢	<p>飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号2番について説明します。2月23日に現地調査を行いました。申請地は、広域農道の永吉交差点より1kmほど行った西ノ村地区の集落センター左奥の人家の裏に1筆と、先端にある右手の農道を約300m行った右手の田んぼになります。譲渡人は亡き兄より農地を継承したが、農業をしていないので譲渡しますということです。譲受人は水稻経営をしたり、農事組合法人の経営者でもあります。隣地は、譲受人所有の農地であるため何ら問題ないと判断いたしました。</p>
	議長	<p>続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。</p>
	南	<p>吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号3番について説明します。申請地は、隈谷地区で県道236号線から日南南郷線を日南方面から南下し、酒造会社を過ぎ、すぐ左に曲がって約10m行った右手の水田2筆になります。譲渡人は非農家であり、相続で譲受けた水田とのことでした。譲受人は隣接する水田ということもあり購入することにしたそうです。規模拡大になります。譲受人・譲渡人には2月21日に電話で確認しております。特段、問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、受付番号4番についてですが、高橋委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により退席をお願いいたします。</p>	

議 長	す。それでは、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
川 添	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号4番について説明します。2月21日、申請人に電話して2月21日、本人立ち会いのもと確認をしました。申請地は国道220号、宮浦バス停から旧道に入りすぐ右側のJA給油所前を左折して約1km行った所です。今回、国土交通省の道路建設に伴うビニールハウスの移転先として、道路を挟んだ耕作放棄地を選んだということです。譲受人は現在、ハウスで、ピーマンを生産しています。問題ないとは思いますが、審議方よろしく願います。
議 長	ただ今の報告について、質疑がありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第1号、受付番号4番について許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手
議 長	全員賛成ですので、議案第1号、受付番号4番は許可することに決定しました。ここで、高橋委員の退席を解きます。 続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号5番について説明します。本申請は抵当権設定がある田んぼの売買でちょっと特殊ですが、申請地は大字益安中嶋でJA東郷機械センターを過ぎたところを左折したところにある福祉施設を左折し、農道を約30m行った所の4筆で現地は2枚の田んぼです。2月22日に譲渡人および譲受人に電話で確認いたしました。譲渡人は、個人の負債を整理するため鹿児島家庭裁判所から選任を受けた相続財産清算人の弁護士さんです。譲受人は本申請地を取得し、経営規模拡大をしたいと計画されている認定農業者です。所有権移転は特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	続きまして、受付番号6番、7番について、担当委員より報告願います。
日 高	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号6番、7番について説明します。最初に6番について説明をいたします。2月22日、譲受人立ち会いのもと申請地の確認と調査を行いました。譲渡人は大阪在住ですので電話で確認し

<p>日 高</p>	<p>ました。間違いのないことでした。申請地は、上毛吉田地区の公民館横の市道を東に約300m行った市道右側に1ヶ所、そこから約200m行くと左側に食肉処理場がありますが、市道を挟んで右側4ヶ所の計5ヶ所です。調査結果ですが、5ヶ所ともきれいに耕されて畦は塗られて、代かきを待つばかりでした。何ら問題ありませんでした。</p> <p>続いて、受付番号7番の説明をいたします。2月22日、貸付者立ち会いのもと申請地の確認と調査を行いました。借受者には電話で確認しました。間違いのないことでした。申請地は、細田中学校の県道を東に約200m行ったところの県道右側に1ヶ所、そこから約150m行ったところの県道右側から8枚目の1ヶ所の計2ヶ所です。調査結果ですが、2ヶ所ともきれいに整備がされていて何の問題もありませんでした。受付番号6番・7番ともに許可妥当だと思いますが、審議方よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、受付番号8番から10番について、担当委員より報告願います。</p>
<p>谷 元</p>	<p>1番、谷元です。受付番号8番から10番について説明します。受付番号8番について、譲渡人には電話確認、譲受人立ち会いのもと現地の確認を行いました。譲渡人は離農者、譲受人は新規就農者です。申請地は、北郷郷之原の常明寺地区、旧北郷中学校の跡地で現在は多目的公園となっており、その入り口の左側、市道に沿った住宅の隣接農地です。12、3年前にこの住宅を買われたということで、その住宅に隣接する農地です。使用貸借にて譲受人の方が耕作をされて管理をされており、状況からみて問題ないという風に考えますし、要件も満たしておりますので妥当と判断をいたしました。</p> <p>続きまして受付番号9番について、譲渡人には電話し、譲受人の立ち会いで現地の確認をいたしました。譲渡人は離農者、この方については前々回も畑の関係で所有権移転が出ていましたが、資産について今後も売買するという意向でございます。譲受人については認定農業者であります。この案件については私の方にも相談がありまして、買い手についてのあっせん、事務局にも対応もしていただいたところです。申請地は北郷郷之原のスーパーマーケット、踏切を通過して、右折し谷之城の方に行き、高速道路のガードを通過したすぐ左側になります。現在までは、担い手の農家の方が利用権設定で耕作をされておりましたが今回、売買ということです。これについては要件も満たしており、妥当と判断をいたしましたところです。</p> <p>続きまして10番について、譲渡人、譲受人の立ち会いで現地の確認をいたしました。譲渡人は離農者、譲受人については規模拡大であります。申請地は、北郷小中学校の前を通り、一之瀬地区にある花立介護施設近くの住吉神社南側に隣接する農地になります。今までもこの譲受人が管理されており、要件を満た</p>

谷 元	<p>していますので特段、問題はなく、妥当と判断いたしました。3件についてのよろしくご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、受付番号11番について、担当委員より報告願います。</p>
田 中	<p>18番、田中です。受付番号1.1番について説明します。2月20日、譲受人、譲渡人に電話で確認し、現地確認しました。申請地は、潟上小学校を串間方面に約1.5km行った潟上神社の約100m手前を左に入り、農道を約30m入ったところにあります。地目は、田んぼですがハウスが建っており、せとかの栽培をされているところがありまして、今回、売買するという事です。譲渡人は相続されましたが、高齢で後継者もおらず、規模縮小という形になります。譲受人は譲渡人の甥にあたります。果樹の農家で、問題なく、妥当と考えております。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、受付番号12番について、担当委員より報告願います。</p>
平 部	<p>14番、平部です。受付番号12番について説明します。2月23日、譲受人、譲渡人に電話にて確認いたしました。2月24日に申請地の確認を行いました。申請地は、旧農林高校近く南郷団地の入り口辺りになります。譲受人は、観葉販売目的の木を仮移植するための購入です。譲渡人は離農されるため譲渡されるとのことでした。周りには田畑がございますが、雨水関係など迷惑にならないようにと指導したところがございます。以上のような調査結果になりました。妥当な案件と判断いたしました。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、受付番号13番について、担当委員より報告願います。</p>
倉 元	<p>南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号13番について説明します。2月25日、譲受人、譲渡人に連絡して調査いたしました。申請地は、榎原神社を南に約200m行った右側約20mのところになり、譲受人の住まいと隣接しております。今回、譲渡人の方から相談があり、所有権移転が決まったそうです。譲渡人は高齢で離農、譲受人は経営規模拡大です。以上、問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、受付番号4番を除く、各担当委員の報告について、質疑ありませんか。</p>
全委員	<p>ありません。</p>

10:29	議 長	では、受付番号4番を除く、議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、受付番号4番を除く、議案第1号は許可することに決定しました。 次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について担当委員より報告願います。
	金 丸	4番、金丸です。受付番号1番について説明します。2月21日、代理人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷2区、日南市役所酒谷支所から南へ約800m行った所にある山林の一部です。申請人が所有権移転登記を行う際、農地転用許可が必要であることが発覚し、今回の申請になったようです。周囲に影響を与える農地はありません。今後も山林として適正管理していくということです。始末書も添付してあります。ご審議よろしくお願いたします。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	5番、歌津です。受付番号2番について説明します。現地調査は2月20日に行いました。申請人が宮崎市なので電話で確認しました。申請地は、国道220号線、北平山バス停から旧道側に約50m行った正面で、ちょうど私の自宅の後ろを隔てた反対隣になります。周辺はすでに住宅化が進んでいまして、本申請地はすでに住宅があり新たな工事等の必要はありません。北側の隣接地は現状、雑種地であります。代理人は宮崎市なので、電話で確認しております。申請代理人の委任状、始末書等も添付してあり問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いたします。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
議 長	全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定しました。	

10:31	議 長	<p>次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、8件の審議をお願いします。</p> <p>それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。</p>
	稲 山	<p>17番、稲山です。受付番号1番について説明します。2月21日、譲受人立ち会いのもと現地確認調査を行いました。申請地は、板敷研修センターより南西に約300m入ったところですが、以前は畑として利用されていましたが、現況は杉200本くらい植林していました。譲受人は林業を営んでいて、5年以内に伐採を行い、その後は植林をするとのことでした。始末書も添付されていて問題ないと判断しました。よろしく願います。</p>
	議 長	<p>続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。</p>
	山 本	<p>12番、山本です。受付番号2番について説明します。2月24日、譲受人立ち会いのもと調査しました。申請地は、戸高二丁目にある公園の東側約80mのところになります。譲受人の庭の樹木が大きくなりブロック塀を押し出して隣接する譲渡人の土地へ移動したので、譲渡人、譲受人で協議した結果、本申請に至りましたとのこと。許可妥当と判断しました。ご審議よろしく願います。</p>
	議 長	<p>続きまして、受付番号3番について、私より報告します。2月24日、譲受人立ち会いのもと現地調査を行い、譲渡人には電話で確認しました。申請地は、東郷地区東弁分で、東郷交差点にコンビニエンスストアがありますが、その南側に隣接した畑です。申請地に譲受人がコンビニエンスストアの貸店舗と、自営するコインランドリーを建設する計画です。申請地に隣接した西側には譲受人のアパートがありますが、アパートは解体し駐車場と車の出入り口にする計画です。店舗とコインランドリーの排水については合併浄化槽で処理し、雨水については雨水枡を通して西側の側溝へ放流する計画です。なお申請地の北側には水路がありますが、譲受人が払い下げを予定しております。申請地の周辺には、ブロック擁壁とフェンスを設置する計画です。申請地の南側に農道と用水路を挟んで農地がありますが、農地にも影響はないと判断をいたしました。ご審議方よろしく願います。</p>
	議 長	<p>続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。</p>
	川 添	<p>東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号4番について説明します。2月20日、譲受人、譲渡人に電</p>

川 添	話をして2月21日、譲受人立ち会いで現地確認をしました。申請地は、国道220号沿いの伊比井橋を左折し、約500m行ったところの右側です。譲渡人が相続した時にはすでに植林されており、今回の売買において農地であることが分かり申請したということです。譲受人はこれを伐採後、また植林をし適切に管理していくとのこと。始末書および造林計画書も添付されていて問題ないと思いますが審議よろしく願います。
議 長	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
作 本	8番、作本です。受付番号5番について説明します。申請人と2月21日に現地調査しました。譲受人は地元で林業をされています。申請地は、細田地区上塚田で、上塚田公民館から東に約300m市道を下ったところから北に約200m上ったところにあります。現況は山林で、周囲も譲受人の所有の山林で、周囲に影響する土地ではありません。申請人は高齢で財産を処分したく、申請人に相談したところ地目が畑だったので、今回の申請に至ったそうです。始末書および造林計画書も添付されており、問題ない案件と判断します。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	続きまして、受付番号6番について、担当委員より報告願います。
谷 口	15番、谷口です。受付番号6番について説明します。2月25日に譲渡人、譲受人に電話で確認し、2月26日に現地調査しました。申請地は細田地区内の塩鶴で、大堂津橋より南郷方面へ約500m行った市道の右側です。譲渡人は県外在住で、譲受人に数年前から住宅を貸されていましたが今回、売買が成立し、手続きをしたところ、住宅に入る道路が農地であることが分かり今回の申請になっています。申請地は昭和50年頃、亡き父が車を買われ住宅に入る道路として利用され、現在に至っています。宅地には車を1台しか停めるスペースしかなく、駐車場兼通路用地として活用したいということでした。周囲には農地はありません。雨水は市道横、側溝に流れるようになっており、始末書も添付されており特に問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。
議 長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。
池 田	16番、池田です。受付番号7番について説明します。2月22日に調査確認を行い、2月24日に譲受人と電話にて確認しました。譲渡人には連絡がつかず、2月24日に代理人に面

10:42	池 田	<p>会をして確認を行いました。申請地は大島の太平洋側、大島小学校跡地にある研修施設への取り付け道路と、南北に走る市道とが交わる分岐点、その分岐点に接した小さな段々畑が急斜面に張り付いている農地でありました。ここは昭和50年頃に植栽をされ、すでに伐期がきているような杉が、雑木の廃木とともに林立しておりました。大島は昭和40年頃から住民の離島が進み、平成29年には無人島となりましたが、そのような流れで許可を受けずに植栽をしたということでございます。この周辺一帯も山林および原野となっており、申請地は小さな段々畑が急斜面に張り付くような形状で今後、農地として利用できるような状況ではないと思われれます。なお、譲受人は、昨年から着工している地方創生事業を活用した宿泊施設を建設しておりますが、その関連で譲受けしたものであります。無許可転用の始末書も添付されていますので、許可することに問題ないと考えられますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>続きまして、受付番号8番について、担当委員より報告願います。</p>
	山口(雄)	<p>南郷地区農地利用最適化推進委員の山口です。受付番号8番について説明します。2月25日に現地調査をしました。申請地は、谷之口駅近くにあるNOSA Iセンターから榎原方面の高平山沿いの道へ約500m行くと土木会社があり、そこからさらに約200mくらい行ったところになります。今後その道路に埋設された水道の工事をするために請負会社が資材置場として使いたいと一時転用の許可申請がありました。始末書も添付してあります。問題になるような点はないと考えます。審議方よろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。</p>
	全委員	<p>ありません。</p>
	議 長	<p>議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。</p>
	全委員	<p>挙手</p>
	議 長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は許可相当とすることに決定しました。 次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画中間管理権設定について、25件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。</p>

三 賢	<p>飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番、2番について説明します。受付番号1番、2番の貸付者は親子関係で更新ですので同時に説明します。2月23日に申請地を確認しました。申請地は、徳之峯地区の受付番号1番の貸付者の家の隣で、1番、2番の申請地は隣接しております。借受予定者は農事組合法人で更新ですので、何ら問題ないと考えました。</p>
議 長	<p>続きまして、受付番号3番、4番について、担当委員より報告願います。</p>
金 丸	<p>4番、金丸です。受付番号3番、4番について説明します。2月21日、借受予定者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷3区です。すべての農地は適切に管理されており、農地バンクの案件で問題ないと判断しました。</p>
議 長	<p>続きまして、受付番号5番について担当委員より報告願います。</p>
神 原	<p>飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。受付番号5番について説明します。申請者に電話確認ののち、2月24日に現地調査を行いました。申請地は、酒谷地区白木俣の水田5筆です。農地中間管理機構更新の案件で適切に管理されておりました。何ら問題ないかと思われま。ご審議方よろしくお願います。</p>
議 長	<p>続きまして、受付番号6番、8番について担当委員より報告願います。</p>
南	<p>吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号6番、8番について説明します。申請地は6番、8番とも中隈谷地区で、6番は中隈谷公民館から上隈谷方面へ約400m行った左手の右の水田になります。8番は中隈谷公民館のすぐ前の水田2筆になります。2月21日、現地確認し貸付人には電話で確認いたしました。問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願います。</p>
議 長	<p>続きまして、受付番号9番から17番について、担当委員より報告願います。</p>
平 方	<p>東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号9番から17番について説明します。2月20日と2月24日に耕作管理状況を確認調査いたしました。受付番号9番は殿所地区3筆、受付番号10番は松永地区1筆、受付番号11番から17番は益安地区9筆です。いずれも状況は問題なく管理</p>

平 方	<p>されていまして。中間管理機構設定事業でもあり、何も問題ないと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>続きまして、受付番号18番、19番について私から報告します。18番、19番とも2月24日、現地確認をいたしました。受付番号18番の現況地目は畑になってはいますが、令和8年産からは稲作が作付けできるように耕運されていまして。受付番号19番もきれいに耕運されており、農地バンクの案件であり問題ないと判断をいたしました。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、受付番号20番について、担当委員より報告願ひします。</p>
日 高	<p>細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号20番について説明します。2月23日、貸付者立ち会いのもと申請地の確認と調査を行いました。申請地は、上毛吉田地区の公民館から南に約150m行ったところですが、申請地はきれいに管理がされて何も問題はありませんでした。貸付者によりますと今まで農家に貸していたけれども、これからは農地中間管理機構に貸すことにしたとのことでした。許可妥当と思ひますが、ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>続きまして、受付番号21番、22番について、担当委員より報告願ひします。</p>
杉 本	<p>10番、杉本です。受付番号21番、22番、同じ場所と同じ地権者ですので同時に説明いたします。2月23日に調査いたしました。申請地は細田交流センターの北側に広い駐車場があり、その下の4枚の水田と隣の5枚の水田になります。この農地は細田農地パトロールで毎回、挙がってくる耕作放棄地であります。今回は稲作希望の新規就農者から水田農地がありませんかとの相談を受け、この案件を紹介したものです。地権者の方は高齢で耕作ができない、息子さんも耕作しないということで、中間管理機構に預けられるものであります。作付けしないと分かりませんが、今のところ問題はありません。参考までに現在、4枚の水田の畦を除去して1枚の水田にしました。道路に水平機を立て、トラクターの水平アンテナに飛ばしてトラクターの後ろに付けた排土板で少しずつ土を引っ張り、4枚の水田を1枚にする機械であります。3m排土板で6百万円くらいします。串間に2台あります。10aあたり3万円とオペレーター代が2万円かかります。畦畔除去補助事業では、100m畦畔除去で、6万円の見積もりで半分の3万円の補助事業が受けられます。今回は間に合わず自腹で借主が行いました。隣の5枚の水田は令和9年度の事業を活用したいと考えているそうです。許可は妥当と判断いたしました。</p>

議 長	続きますして、受付番号23番について、担当委員より報告願います。
作 本	8番、作本です。受付番号23番について説明します。申請者と2月21日に連絡をしまして現地調査いたしました。現在は、日向夏が植栽されています。申請地は、細田下塚田で、県道3号線と54号線にある交差点から大窪方面に約300m上ったところから左に約200m上ったところにあります。昨年までは違う方が管理されていましたが、今回、中間管理機構設定で契約されたそうです。問題ない案件と思います。審議のほどよろしく願います。
議 長	続きますして、受付番号24番、25番について、担当委員より報告願います。
井上(英)	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号24番について説明いたします。2月23日、借受予定者と共に現地確認を行いました。申請地は適切に管理されている柑橘園であります。借受予定者が申請以前から管理しております。何も問題ないと思われます。 続いて受付番号25番について説明いたします。2月20日、借受人と共に現地確認を行いました。申請地は管理不足が見受けられる柑橘園であります。貸付人は体調を崩し規模縮小のため、借受人に相談されております。借受人は、現況を改善し適切に管理するとのことでした。問題はないと思われます。ご審議よろしく願います。
議 長	続きますして、受付番号26番について、担当委員より報告願います。
田 中	18番、田中です。受付番号26番について説明します。2月20日に借受予定者、貸付者に電話で確認し、現地確認しております。申請地は、潟上神社がありますが、向かい側にある霧島山の中腹にあります果樹園です。レモンと日向夏が適切に管理されており、農地中間管理機構の案件ですので何も問題ないということでございます。よろしく願います。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、同意される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手

10:52	議 長	<p>全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積等促進計画における中間管理権設定は同意することに決定しました。</p> <p>次に、農用地利用集積等促進計画、所有権移転について、1件の審議をお願いします。</p> <p>それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。</p>
	稲 山	<p>17番、稲山です。受付番号1番について説明します。2月23日に譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。申請地は板敷荒平地区で、板敷研修センターより北へ約1km入ったところ。譲渡人は日向夏みかんのハウス栽培をされていたが高齢のため譲渡人に所有権を移転することでした。譲受人は譲渡人と一緒に1年半くらい研修および経営を行ない、今回、引き継ぐことになったとのことでした。問題ないと判断しました。よろしくお願いたします。</p>
	議 長	<p>ただ今、担当委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
	全委員	<p>ありません。</p>
	議 長	<p>では、議案第4号、農用地利用集積等促進計画、所有権移転について同意される方の挙手をお願いします。</p>
	全委員	<p>挙手</p>
10:53	議 長	<p>全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積等促進計画における所有権移転は同意することに決定しました。</p>
		<p>次に、議案第5号、非農地証明願について、5件の審議をお願いします。</p>
		<p>それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。</p>
	稲 山	<p>17番、稲山です。受付番号1番について説明します。2月21日、申請人立ち会いのもと現地調査を行いました。申請地は、板敷研修センターより北へ約1km入った山の中腹にある、ちょうど道横に面したところ。4筆ありますが、すべて雑木が茂っている原野になっていました。該当事項の4に当たるので、非農地として判断しました。よろしくお願いたします。</p>
	議 長	<p>続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。</p>
	山口(光)	<p>7番、山口です。受付番号2番について説明します。2月20日に申請人に電話連絡し、2月22日に現地確認をしております。申請地は飢肥の前鶴地区で、飢肥の中央病院から西の</p>

	山口 (光)	方へ約150m行くと、右手に白い建物の旧病院があり、その真向かい側の道路から2軒目の空き家です。申請人は横隣りの人が家、土地を処分するというので、申請人も一緒に処分を依頼されて今回の申請に至ったところです。該当事項1に当たるため何も問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	山 本	12番、山本です。受付番号3番について説明します。2月25日、現地調査をいたしました。申請地は西弁分日後谷で、市のクリーンセンターの向かい側の山の中腹にあたります。周囲は現在、木材会社が伐採作業を行っている一帯です。申請地は雑木が茂り、該当事項の4番に該当します。許可妥当と判断しました。よろしくお願ひいたします。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	南	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号4番について説明します。2月21日、願出人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は上隈谷地区で、上隈谷公民館から酒谷方面に行ったバス停から左へ約200m行くと、届人の家がありその家の後ろになります。周りは雑木に囲まれ道もない状態でした。非農地判断基準4に該当すると判断しました。審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議 長	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
	川 添	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号5番について説明します。2月21日、申請人に電話をしたところ、代理人の行政書士の方と2月22日、現地確認をしました。申請地は国道220号、富士から北郷方面に約30分くらい走ったところを右折して、山頂方向へ約1km間の両サイドに9筆ありました。残り4筆については、そこからさらに北郷方向へ約200m行ったところに点在し、いずれも山林化しており、これを復元するのは難しいと判断しました。該当事項の4番に当たると思います。審議方よろしくお願ひします。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。

10:58	議 長	では、議案第5号について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第5号は承認することに決定しました。
		次に、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、農政課より説明をお願いします。
	農政課	農政課の宇都です。よろしく申し上げます。資料13ページ、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明をさせていただきます。本日は4件の農振除外案件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。事前に担当地区の委員、県の担当者、農業委員会事務局の担当者と現地確認を行い、変更内容については事前協議済みでございます。案件につきましては、記載の通りで除外案件が4件、すべて事業目的が植林となっております。受付番号1番と3番につきましては、すでに植林済みとなっております今回、除外を行って適正な管理を行うものというものでございます。受付番号2番につきましては、周囲は山林で囲まれ、農地はなく、当該地は荒地ということになっております。アクセスも非常に悪く、営農条件が悪い農地ということで今回、植林をして山林として管理をしたいということでございます。受付番号4番につきましては相続により取得したのち、維持管理を行っていたものの鳥獣被害等も多く高齢であることから、営農計画が困難ということでしたので今後、植林をして山林として管理をしたいということでございました。受付番号4番につきましては、このあとの議案でご説明しますが、地域計画の目標地図に位置づけられた農地であったため、こちらを削除後に農振除外という形になります。いずれの農地も除外後は山林として適正な管理を行うというものでございます。いずれも除外の要件を満たしていると問題ないと判断しているところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	それでは、4件の審議をお願いします。まず、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
井上(友)	2番、井上です。受付番号1番について説明します。この案件は、1月20日に県と市、申請者と現地確認を行ってます。申請地は、餌肥に向けて給食センター手前を左に曲がり、それから約400m走り途中から徒歩で約10分上ったところになります。現地は約50年の杉が立っており、すでに山林化していました。申請者によりますと、約50年前は両親が芋を作付けされていたそうです。鳥獣被害により杉を植えられたそうです。除外は妥当と思えます。ご審議よろしくお願いいたします。	

議 長	続きますして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
井上(英)	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号2番について説明します。1月20日、申請地の確認を行いました。申請地は、大窪寺村トンネルから上塚田方面に約100m行き右に曲がり、宿野河内方面に約1.5km行き左に曲がり林道を約500m行った場所にあります。申請地は山間部で20年以上放置されており、雑木が生い茂ってありました。周囲に農地はありません。今後は事業計画者が整地した後、杉を植林し、山林として適切に管理していくとのことでした。除外に問題はないと思われまます。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	続きますして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号3番について説明します。申請地は、北郷地区の平佐でございます。県道都城北郷線と広域農道へのバイパスの交差点付近を都城に向かって県道の左下になります。1月20日に市の農政課と現地を確認したところでありますが、申請地につきましては、周辺も山林化しており農振法の除外を検討した結果、当該農地に合致する許可変更は妥当と認めました。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議 長	続きますして、受付番号4番について担当委員より報告願います。
山口(雄)	南郷地区農地利用最適化推進委員の山口です。受付番号4番について説明します。先ほど事務局から説明があった通りですが、1月19日に申請地の説明を受け2月25日にもう一度、現地調査に行きました。申請地は、榎原下講地区の国道沿いにある林業会社から南郷方面に約200m行くと津屋野地区に上る道があり、高平山の方へ約1km上ったところになります。かなりの傾斜地であり、今後の土地の管理が困難なため今後、植林をすとの計画を聞きました。説明を聞いて現場を見て、変更は妥当と考えます。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第6号について、同意される方の挙手をお願いします。


11:04	<p>全委員</p> <p>議長</p> <p>農政課</p>	<p>挙手</p> <p>全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり同意とし、農政課にその旨回答いたします。</p> <p>次に、議案第7号、地域計画の変更に係る意見について農政課より説明をお願いします。</p> <p>総会資料14ページと15ページをご覧ください。議案第7号、地域計画の変更に係る意見についてご説明させていただきます。地域計画を変更する際には、基盤法第19条第6項に基づきまして、農業委員会等の関係者に意見を聞くこととされておりまして、本総会にて変更の概要を説明させていただいて、ご意見を頂戴したいと考えております。今回の変更内容につきましては、議題の(1)番、変更理由に記載のとおりで①番、追加の変更でございますが、アに記載がありますとおり認定農業者と認定新規就農者の追加、イ、補助事業に取り組む農業者・農地の追加、ウ、農地中間管理事業を活用した農地の貸借や売買、また事業承継や後継者に経営移譲などの耕作者の変更による修正となっております。②番、削除の変更ですが先ほど申し上げましたとおり、農振除外にかかる案件の部分を、除外か削除という形で修正をさせていただきます。変更の理由が以上でございます。各計画の変更内容につきましては、(2)番の表で整理しております。今回30地区ある計画のうち、27地区の変更ということでございます。この表の見かたですが、表の一番上の行に変更内容を記載しておりまして、各計画のところでも〇がついている部分が該当する箇所ということで、吾田地区でいきますと担い手の名称変更によって変更をするというような見かたになります。この表の上の部分の説明をさせていただきます。新規追加というところがありますが、こちらにつきましては目標地図に現在、位置づけられていない農地を今回、新たに追加するものということでご理解をください。追加する理由としまして、4つ記載をしておりますが補助事業に取り組む農地、もしくは認定農業者として追加された方が耕作している農地、同じく認定新規就農者の農地、また中間管理等の貸借や売買を活用した農地ということで、こちら追加になっております。次に耕作者の変更ですが、こちら先ほど申し上げたとおり事業承継や後継者への経営移譲、また中間管理による貸借や売買により耕作者が変わったものということで、耕作者の変更をしている場所がございます。次の担い手の名称変更についてですが、こちら15ページの表の最後に※印で記載をしておりますが、地域計画の名簿上の担い手の名称を変更したものであるということで耕作者の変更等はございません。名称の変更で例えば法人化による名称の変更、地域計画には個人の名前で記載をされているものの、認定農業者の認定は連名で受けている方がいらっしゃいます。その場合は連名で地域計画の方も記載するというところで、事務的な作業でもありますが名簿の整理を</p>
-------	---------------------------------	--

	農政課	<p>しているところでございます。次の農家区分の変更ということで現在、地域計画が認定農業者、認定新規就農者と利用者、その他耕作者というような区分で整理をしているところでございます。今回その認定農業者に新たに became 方とかいう方は、区分の変更となっておりますので、そういったところの整理をしております。次の削除というのが先ほど申しましたとおり、農振除外による面積の削除というところでございます。最後の面積の増減は一番、最初に説明しました新規追加によって面積が追加になったところについては、どれだけ増えたかということで許可あるかぎり追加をしております。細田1、細田2については、追加のところに○が付いていますが面積が書いておりません。こちらにつきましては、農業用施設関係を追加している関係で農地の面積は増えていないということでご理解をよろしくお願いいたします。変更内容については以上でございます。今回の変更につきましては昨年度、計画を作成しまして今年度から国、県の補助事業の要件としてこの地域計画に位置づけられているということが、非常に多くの事業で要件として定められております。それでなかなか作った時と現状と照らし合わせて今、説明したような不具合が結構多くて事務的な精査を順次、進めているところでございます。農業者の皆さんの不都合とならないように随時、精査をしていくようにしていきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。また今後、計画の根本的なといえますか、10年の計画になりますのでまた随時、地域の方に入っていくって10年後の将来像というのをまた、皆さんと話し合いを進めていくべきと思っておりますので、その際はまた委員の皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。長くなりましたが、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。</p>
	議 長	説明が終わりましたが、質問はございませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第7号について、策定内容が妥当であると思われる方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第7号は原案どおり同意とし、農政課にその旨回答いたします。
11:10		議事が終わりましたので、その他に移ります。
11:17		事務局説明をお願いします。


		<p>【その他】</p> <p>以上で総会の全てを終了します。</p>
--	--	-------------------------------------

第21回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

平賀祐史 

署名委員

根井明美 

山口光彦 